

幼児教育・保育の無償化に伴う請求手続きについて

請求様式のダウンロード等
はこちらから可能です↓



施設等利用給付認定第2号・第3号を受け、認可外保育施設、保育園等の一時預かり、病児保育施設、ファミリー・サポート・センターを利用された方については、利用料が上限額の範囲内で無償となります。この案内をよくお読みいただき、利用料の請求手続きに必要な内容をご確認ください。

1 無償化の対象となる金額について

以下の認定区分ごとの金額を上限額として、利用料が無償となります。

第2号認定・・・月額 37,000円

第3号認定・・・月額 42,000円

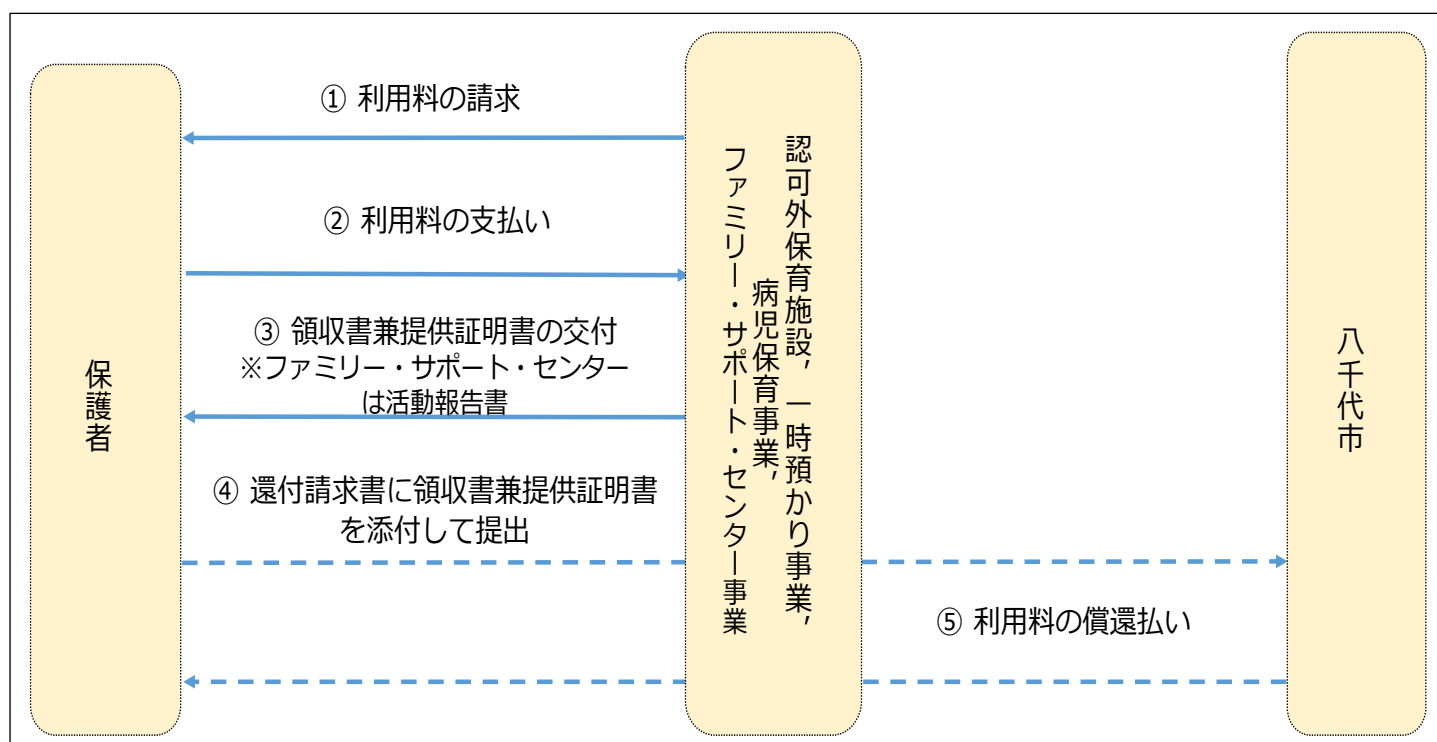
※複数施設を利用している場合は、各施設利用料の合計金額と月額上限を比較し、低い方の金額を支払います。

※無償化の対象となるのは、第2号・第3号認定の期間に支払った費用のみです。

2 請求方法について

無償化給付については、償還払い(いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける)により行います。毎月の利用料の支払いから償還払いまでの流れについては、下図のとおりです。

〈償還払いの手続き方法のイメージ図〉



【償還払い手続き方法の詳細】

◆ 利用した施設への利用料の支払いについて（図①～③）

利用施設からの請求に応じて、施設に対して利用料をお支払いください。

また、領収書兼提供証明書などの書類が発行されましたら、償還払いの請求時に必要となりますので、大切に保管してください。

※施設によっては、領収書と提供証明書が別々の場合があります。

◆ 請求方法について（図④）

還付請求書を子ども保育課窓口、各利用施設等または市ホームページより入手してください。

還付請求書に記入し、領収書兼提供証明書を添付のうえ、子ども保育課へご提出ください。

※ファミリー・サポート・センターを利用した場合における還付請求書の添付書類は、活動報告書になります。

◆ 請求時期及び振込について（図⑤）

毎月10日（土・日・祝休日の場合は直前の平日）までに必要書類をご提出いただければ、月末（土・日・祝休日の場合は直前の平日）に還付請求書に記載いただいた口座に振り込みます。

なお、請求は複数月分をまとめて行うことも可能です。また、振込の際は事前に決定通知書を送付します。

3 その他

【年度の途中で転出する場合】

八千代市に住民票がある期間の利用分に対してお支払いします。還付請求書に領収書兼提供証明書を添付のうえ、子ども保育課へご提出ください。なお、転出後も認可外保育施設へ継続在園する場合は、転出先の市区町村にて改めて認定の手続きが必要となりますので、転出先の市区町村にお問い合わせください。

4 注意事項

【請求期限について】

施設等利用費を請求できるのは、施設の利用月から2年間です。施設の利用月の翌月1日から2年を経過すると請求できませんのでご注意ください。

（例：令和5年4月分の施設等利用費の請求をする場合、令和7年4月30日までに請求をする必要があります。令和7年5月1日以降は請求できません。）

【Q&A】

Q1 複数の施設を利用した場合は、すべて請求可能ですか。

A1 無償化の上限額までは支払われますので、還付請求書に各施設利用時に発行される領収書兼提供証明書を添付のうえ子ども保育課へご提出ください。（ファミリー・サポート・センター利用の方は、活動報告書を添付してください。）

Q2 支払った費用の全額が無償化の対象となりますか。

A2 利用料のみが対象となり、給食費、教材費、行事費、送迎費などの費用は対象外です。また、ファミリー・サポート・センターの利用において、預かりを伴わない送迎のみ場合は対象外です。

【問い合わせ先】〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5 八千代市子ども部子ども保育課 TEL：047-421-6752